

谷間世代への基金創設実現のための全国リレー市民集会 in 仙台

日時 2025年9月12日（金）午後5時～7時

場所 仙台弁護士会館4階

主催 仙台弁護士会

共催 日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会

1 開会あいさつ 仙台弁護士会会長 千葉晃平

2 来賓の方からごあいさつ、メッセージの紹介

3 いわゆる谷間世代問題に対する日弁連の取組みと基金構想についての説明

日弁連司法修習費用問題対策本部事務局長 瀧澤啓良氏

4 パネルディスカッション「旧優生保護法問題に弁護士が果たした役割と中堅・若手法曹支援の意味」

〔パネリスト〕

全国優生保護法被害全国弁護団共同代表 新里宏二会員

旧優生保護法仙台弁護団員 滝沢圭会員

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会メンバー 横川ひかり氏

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会共同代表 大橋由香子氏

原告の義姉 佐藤路子氏（仮名）

〔コーディネーター〕

太田伸二会員

5 閉会あいさつ 法曹養成制度等検討特別委員会委員長 浅沼賢広

資料集

- 1 優生保護法裁判における仙台地裁・仙台高裁の裁判傍聴の環境整備の状況【令和7年9月12日】
- 2 障害のある人の裁判の傍聴における環境整備についての要望書（手話通訳の手配および介助者の同伴について）【平成30年5月28日】
- 3 障害のある人の裁判の傍聴における環境整備についての再要望書【平成30年8月17日】
- 4 2024年7月3日優生保護法訴訟最高裁判決に対する声明【令和6年7月17日】

優生保護法裁判における仙台地裁・仙台高裁の裁判傍聴の環境整備の状況

- 1) 第 1 回：聴覚障害者団体が手話通訳の手配を裁判所へ依頼したが断られる。聴覚障害のある個人が通訳者を依頼して、他の人も見るかたちで対応。通訳者は特別傍聴券で入廷。傍聴人も介助者も抽選で、介助が必要な人が当選した場合は、その介助者が入廷できるように融通しあった。当選した車いす使用者の人数に合わせて傍聴席の椅子が取り外されて入廷した。椅子は固定式のため、介助者が利用者のそばに座れないこともあった。
→環境整備についての要望書提出（2018 年 5 月 28 日）
- 2) 第 2 回：手話通訳者については第 1 回と同様。あらかじめ傍聴席の椅子を広く取り外し、定員を車いす使用者 14 人、介助者 7 人、椅子に座る人 50 人と設定。結果的に車いす使用者は抽選が不要だった。介助者は 7 人になるよう当会で調整、入廷時はパイプ椅子で利用者のそばに座った。それ以外の介助者は法廷外で待機。
→抽選で車いす使用者とそうでない人を分けるのは公平性に欠けるため、再要望書提出と、仙台地裁総務課との協議（2018 年 8 月 17 日）
- 3) 第 3 回：手話通訳者については第 1 回と同様。介助者は抽選せずに入廷できる抽選方法が導入された。新しい方法のため、抽選券配布時間が大幅に早まり、開廷の 2 時間半前開始となった。
抽選により、各傍聴希望者に優先順位を付与。優先順位の高い人から順に、車いす使用の有無、介助者の有無を裁判所職員が確認し、介助者がいる場合は席を埋めていく。残席がなくなったところまでが当選となる。介助者はパイプ椅子を使用。座席は指定席となっているため、手話通訳が見えにくかったという声もあった。
→手話通訳が見えるように座席の配慮と、抽選時間について再々要望書提出（2018 年 11 月 11 日）
- 4) 第 4 回：手話通訳者については第 1 回と同様。抽選の方法は第 3 回と同様だが、優先順位の高い順に、車いす使用の有無、介助者の有無とともに、手話通訳を見るかどうかも含めて裁判所職員が確認。手話通訳を見る人は、前方の見やすい座席の指定が行われた。
- 5) 第 5 回以降も同じ状況。抽選時間は開廷の 2 時間前ごろに設定されている。拘束時間が長く、特に遠方からの参加者にとっては不便。抽選の方法については、裁判所も傍聴人も慣れてきているため、大きな混乱はない。
- 6) 第 3 次第 4 次提訴の審理は別の第三民事部で行われるため、同様の要望書を提出（2018 年 12 月 28 日、2019 年 4 月 15 日）。情報保障や、抽選の方法は第二民事部と同じかたちで行われている。
- 7) 第 1 次・第 2 次提訴の判決期日は抽選券を求める人が多数のため、開廷 4 時間前から 1 時間かけて抽選券が配られた。抽選方法は従来と同じだったが、マスコミ関係者の動員が多く、結果的に車いす使用者が一人も入廷できない結果となった。
- 8) 仙台高等裁判所での控訴審に向けて、高裁第一民事部へ環境整備の要望書を提出（2019 年 12 月 27 日）。2020 年 1 月 20 日の第 1 回期日では、地裁と同様の抽選方法で、抽選時間は開廷の 3 時間前。手話通訳者は認められたが、裁判所は手配せず、傍聴人側が行った。
- 9) コロナ禍では傍聴席数が制限されているが、抽選方法は概ね変更なし。法廷ではマスクの着用を求められるため、手話通訳者は透明マスクを使用した。
- 10) 2021 年度は聴覚障害のある傍聴者がなかったため、傍聴時の手話通訳手配は行っていない。

平成 30 年 5 月 28 日

仙台地方裁判所 第二民事部 御中

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会
共同代表 杉山 裕信 ・ 黒坂 愛衣

障害のある人の裁判の傍聴における環境整備についての要望書
(手話通訳の手配および介助者の同伴について)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の活動につきましては、日頃何かとご高配、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

わたしたちは、旧優生保護法の被害者の謝罪と補償を求める闘いに伴走するとともに、優生手術被害の歴史を学び、当事者の声に耳を澄ませる場をつくる市民団体です。障害のある人もない人もともに活動しています。

さて、3 月 28 日に仙台地方裁判所において開かれた「旧優生保護法下での強制不妊手術被害者訴訟」の第 1 回口頭弁論を多くの障害者が傍聴しました。そのさいに、聴覚障害者団体が手話通訳の準備を仙台地方裁判所へ依頼したにもかかわらず、その対応がされませんでした。そのため、手話通訳者を個人が依頼し、通訳者は特別傍聴券によって傍聴席に入ることとなりました。

また、多くの障害者が必要に応じて介助者や手引き者（以下、介助者等）を同行していましたが、介助者等も利用者と同じく抽選をすることになりました。そのため、利用者（障害者）のみが当選したり、介助者等のみ当選したりする事態が起きました。裁判所が直接的に介助者等の同行を拒んだわけではないものの、実質的には一人で傍聴するのが困難な障害者にとって不利益になる状況になってしまいました。

このように、第 1 回口頭弁論においては、障害のある人の傍聴が十分に想定されておらず、必要な環境の整備がなされない状況でした。そこで、次回以降の口頭弁論では、下記のとおり合理的配慮の提供および環境整備をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 手話または文字による通訳を必要とする聴覚障害者からの申し出がある場合には、手話通訳者または要約筆記者を裁判所の責任で手配してください。また、通訳者は、傍聴人とは別の位置づけにして、傍聴人の定員数には含めないでください。

2. 介助または手引き等が必要な障害者から申し出がある場合には、傍聴席に同伴することを認めてください。抽選をしなければならないときも、障害者と同行者（介助者等）は1組として抽選することを認め、当選した場合には、その組み合わせで傍聴席に入場できるようにしてください。ⁱⁱ
3. なお、これらの要望に対しては、裁判所内の検討だけで決定して回答するのではなく、現実的なあり方を相互理解のうえで検討するために、建設的な対話の機会を設けてください。

以上

ⁱ 障害者差別解消法にもとづき 2018 年 4 月 1 日より実施されている「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項（別紙）」の 7 の（2）において、合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「ア 筆談，読み上げ，手話，点字，拡大文字，身振りサイン等による合図などのコミュニケーション手段を用いる」ことが挙げられています。

ⁱⁱ また、同 4 の（5）において、不当な差別的取扱いの具体例として、「特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒む。」ことが挙げられています。介助者等の抽選は、直接的な拒否ではないものの、実質的に付き添い者が同行できない仕組みとなっています。

仙台地方裁判所 第二民事部 御中

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会
共同代表 杉山 裕信 ・ 黒坂 愛衣

障害のある人の裁判の傍聴における環境整備についての再要望書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の活動につきましては、日頃よりご高配、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度は、わたしたちとの協議の場を設けてくださり、心より感謝申し上げます。

さて、6 月 13 日に仙台地方裁判所において開かれた「旧優生保護法下での強制不妊手術被害者訴訟」の第 2 回口頭弁論期日を多くの障害者が傍聴しましたが、依然として環境整備に関する課題が見受けられましたので、再度下記の通り要望をいたします。

記

1. 手話通訳者・要約筆記者は裁判所の責任で手配してください。

6 月 13 日の第 2 回期日の傍聴では、裁判所が手話通訳者を手配しなかったことから、聴覚障害のある傍聴希望者が個人で仙台市の意思疎通支援事業の手話通訳者を依頼しました。本来は個人に対する派遣であるので、複数の聴覚障害者への通訳は認められていません。ただし、傍聴席に入れる人数に限りがあり、通訳者が重複してしまうことを防ぐため、特別に個人へ派遣された手話通訳者が特別傍聴券で入廷し、他の聴覚障害者にも見えるように通訳をしました。これは特別措置であり、本来の形式ではありません。

裁判所は「枠組みがない」ことを理由に、手話通訳や要約筆記の手配を拒みましたが、傍聴者への情報保障は裁判所の責任で行われるべきです。「枠組みがない」ことが理由として正当化されれば、あらゆる差別的構造が温存されることになってしまいます。

また、手話通訳者・要約筆記者は、情報を正確に通訳する必要があります。個人依頼では、裁判で使われる陳述書や資料等を入手することができません。通訳者に必要な情報があらかじめ用意されることで、裁判の内容を正確に通訳することができます。裁判所の責任で手配することは、情報保障にとっても大きな意味があるのです。

手話通訳をつけることは、裁判所にとって大きな負担ではないはずです。5 月 28 日に要望したとおり、手話通訳者や要約筆記者は裁判所の責任で手配をしてください。

2. 裁判所は公平に抽選を行ってください。

6 月 13 日の第 2 回期日の傍聴では、抽選時に車いす使用者を「14 人まで」と制限し、別扱いをしました。これはあきらかに差別です。裁判の傍聴に条件はないはずです。自力歩行が困難な人の数を、その他の人々とは別枠のかたちで制限する根拠はありません。私たちは、このような分断を助長する措置を要望したことはありません。抽選の時間内に並んだ人には、平等な傍聴の機会を確保してください。

今回の措置は、あらかじめ車いす使用者の人数を把握しておいたほうが管理しやすいという考えから行われた措置だと推察しますが、身体的な状況によって抽選が分けられることは、「公

平な傍聴の機会」を相互に侵害します。

まず、障害のあるなしによって、傍聴できる可能性が変わることは正当化できません。また、障害のある人のなかでも、特に自力で歩行できない車いす使用者だけを別に扱うことは非常に問題で、分断をうみます。事実、6月の期日では、車いす使用者は14人以内だったために抽選は免除され、全員が傍聴できることになりました。一方、聴覚障害のある人は抽選で外れた人もいたため、なぜ車いすの人だけが優遇されるのだと不満を漏らした人もいました。同じ時間から並んでいるにもかかわらず、歩けるか歩けないかで扱いが異なれば、当然不満がでます。聴覚障害者にも特別枠をつくってほしいと言っていた人もいました。このように、あるグループを別扱いすると無用な混乱が生まれるのは当然のことです。

あらかじめ車いす使用者の人数を把握したいと考える背景には、傍聴席のいすの取り外しが簡単ではないという構造の問題があるのでしょう。ただし、それはパイプいす等の使用を認めることによって乗り越えられる問題です。裁判所の設備の問題を理由に、障害者の傍聴制限を正当化しないでください。

3. 介助または手引き等が必要な障害者から申し出がある場合には、人数に制限をつけずに傍聴席に同行することを認めてください。

6月の第2回期日では、介助者等は「7人まで」と制限がかけられました。しかしながら、裁判所の職員は、一切その調整を行っていませんでした。もし制限をつけるのであれば、一人一人の障害者に、傍聴席に介助者を同伴する必要があるか、外で待機していても大丈夫かどうか尋ね、全体として7人を超えないように調整をする必要がありました。しかしながら、抽選の段階では障害者に全くそのことを知らせていませんでした。実際に調整を行なったのは、優生手術被害者とともに歩むみやぎの会です。それをしなければ、本当に必要な介助者・手引き者が入れなくなる可能性があると考えたからです。

裁判は短時間とはいえ、自力で体位交換できない人は褥瘡ができる危険があります。視覚障害があると、いま誰が話しているのか状況を説明する人が必要です。たん吸引が必要な人もいるかもしれないし、体温調節が必要かもしれません。また、裁判内容をメモするために介助が必要な人もいます。もし、介助者等の人数を制限するのであれば、全員に聞き取りをして優先順位を決める必要があり、より丁寧な対応が求められます。それはかえって多くの手間がかかります。ですから、人数の制限をしないほうが合理的です。そもそも7人の根拠もありません。

介助者も抽選をしなければならないとなると、利用者にとっては大きな不安になります。利用者と介助者等は1組みで抽選をして、当選すればその組み合わせで入廷できるようにしてください。

抽選方法の提案

抽選の段階で、利用者と介助者の組み合わせを固定しておきます。実現可能な方法として、介助者には、利用者の手首に巻く抽選券と同じ番号を記載したカードを渡します。そうすれば、当選した利用者付きの介助者のみが傍聴席に同行できることになります。

当選した抽選券と傍聴券の引き換えの段階で、介助者の数は把握できます。どうしても傍聴席に入れない人数になった場合は、当選した人の中での優先順位を確認すればいいので、手間は少なくなります。

以上

2024 年 7 月 3 日優生保護法訴訟最高裁判決に対する声明

2024 年 7 月 17 日

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

私たちは、2018 年に仙台地裁で始まった、優生保護法被害者の国への謝罪と補償を求める闘いに伴走する市民の有志です。同法が長年にわたって許してきた凄まじい人権侵害の歴史を学び、見過ごされてきた当事者の「人生被害」に向き合い、国の責任を問うとともに、二度と同じことを繰り返さないよう、地域社会での「共生」の実現を目指して活動をしています。

2024 年 7 月 3 日、最高裁判所大法廷（戸倉三郎裁判長）は、裁判官の全員一致で、優生保護法被害者である原告らの損害賠償を国に命じる判決を下し、仙台の事件については、高裁判決が誤りであり、損害について高裁で審理をやり直すべきという判決を言い渡しました。

判決では、優生保護法は立法当時の社会状況を考えても不当であり、「個人の尊厳と人格の尊重の精神に明らかに反する」として、憲法 13 条、14 条 1 項に違反することを認めました。また、明白に人権を侵害する法律をつくった国会議員の立法行為は違法だったとしました。

加えて、48 年もの長い期間にわたって障害や病気のある人を差別して、多大な犠牲を求める施策を積極的に推進してきた国の責任は極めて重大であるとも述べています。そして、国が原告らの損害賠償請求権の消滅を主張するための根拠としてきた民法724条後段の解釈について、時間の壁である「除斥期間」を一律に適用してしまうと「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できない結果」になる場合があるとして、過去の最高裁判例を変更しました。そのうえで、国が20年の経過による損害賠償請求権の消滅を主張することは、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」と厳しく断じたのです。これは、障害者差別や深刻な人権侵害である被害に長年向き合わず、時間の経過のみを理由として争いを長引かせてきた国への強い批判であり、この判断を高く評価します。

特筆すべきことは、優生保護法3条1項1号から3号で本人の同意を要件にしていることについて、このような差別的な不妊手術について本人に同意を求めること自体が「個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されない」ことで、仮に同意があったとしても強制であることには変わらないとした点です。差別的な目的のための手術は、同意があったとしても人権侵害であることが明示されたという点で、非常に意義があります。

今回の最高裁判決は、これまでの被害者の渾身の訴えを受け止め、憲法の番人・人権の砦としての司法の役割を果たしたものだといえます。とくに、被害が闇に葬られてはならないと、25 年以上も声をあげ続けた飯塚淳子さん（仮名）と、何度面談をしても「当時は合法・適法だった」として一切動こうとしない国に対して最初に裁判をする決意をした佐藤由美さんと義姉の路子さん（いずれも仮名）の訴訟は、仙台地裁でも仙台高裁でも不当な判決だっただけに、最高裁が被害者のおか

れてきた現実に向き合った判決を下したことに市民として安堵を覚えています。被害者の人権回復のための歩みに、ようやく司法が加わってくれた、という思いです。また、最高裁の審理における情報保障や環境整備についても一定の前進があったことを評価します。今後も、司法へのアクセスにはまだ障壁が多く存在することを自覚し、すべての人に平等に開かれた裁判所になるよう環境整備を速やかに進めることを期待します。

これまで私たちは、「優生保護法問題は終わっていない」と訴えてきました。判決を受け、国はようやく態度を変え、被害者に対する補償への歩みを始めたように見えます。まずは、優生保護法の被害は当然のことながら、長年放置したうえで、裁判でも長く苦しめてきたことについて、真摯な謝罪をすべきです。そして、国や国会が差別の歴史と深刻な被害の実態に向き合い、深い反省のうえに、裁判の原告に限らないすべての被害者に対して、その被害に見合う補償と尊厳回復の措置をとることを求めます。さらには、被害の実態調査と検証を行い、広く公表するとともに、人権教育の強化等、社会に染み付いてしまった優生思想を取り除くための政策をより一層進めるよう強く要請します。ことに、障害のあるなしにかかわらず、子どもを産むか産まないかを自分で決める権利、すなわち「性と生殖の健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」が尊重されるということが社会的に認知されるよう法に明記し、二度と同じようなことが繰り返されないようにすることが求められます。

7月3日の最高裁判決は、勇気を振り絞って声をあげた被害者が切り開いてきた道のうえにあります。優生保護法の被害の拡大には、地方自治体、医療・福祉業界、マスメディア、そして市民社会にも責任があることを忘れてはなりません。障害や病気のある人に「仕方がない」という思いをさせてきた社会が、被害を見過ごし、被害者を黙らせてきたのです。そのなかで声をあげた少数の被害者の訴えが、時間をかけて社会を変えてきました。この勇気と闘いに心から敬意を表します。そして、私たちも歴史に向き合い、当事者の声に耳を傾け、自分ごととして考え、同じ社会で共に生きることをとおして、命の価値の序列化に抗う「いのちを分けない社会」をめざします。

以上